

**滋賀県病院事業庁病院経営改善推進業務委託
公募型プロポーザル評価要領**

1. 目的

滋賀県立総合病院および滋賀県立精神医療センター(以下「滋賀県立病院」という。)における病院の経営改善の推進に係る支援について、具体的な実施方法や実施体制などの要素を総合的に評価して最優秀提案者を選定するため、必要な事項を次のように定めます。

2. 評価基準

参加者から提出された企画提案書に対する評価については、下記の評価基準を用いて実施します。

評価分類	評価項目	着目点	配点	重みづけ	評価点
①業務実施方針	業務実施の実施方針	当業務の実施における基本的な方針・取組姿勢が示されているか	5. 0	× 1	5. 0
	特筆すべき特徴	他事業者との差別化できる事項や、同種の業務委託の受託時の特筆すべき成果等があるか ※様式第1-2号のうち事業の成果等も着目	5. 0	× 2	10. 0
②業務実施体制	業務の主担当者の略歴、実績	業務を遂行するのに必要な知識や能力、実績を有しているか	5. 0	× 1	5. 0
	業務の実施体制、実務実施予定人員	業務を遂行できる体制が整っているか、業務内容を遂行できる者が適切に配置されているか ※パンフレットや財務諸表等も着目	5. 0	× 2	10. 0
③実務実施方法	業務の適合性	業務の目的や仕様書の内容、滋賀県立病院の現状に適合した提案内容になっているか	5. 0	× 1	5. 0
	業務受託後のスケジュール	当庁が仕様書で示す業務報告時期を参考にしたうえで業務を遂行できるスケジュールとなっているか	5. 0	× 1	5. 0
	提案の有益性	滋賀県立病院の経営改善に有益な提案がなされているか ※自由提案の内容も着目	5. 0	× 2	10. 0
	提案の実現可能性	提案内容が実現可能なものか	5. 0	× 1	5. 0
	提案の独自性	提案内容に独自の提案や新たな視点、より効果的な提案がなされているか	5. 0	× 1	5. 0
	提案の具体性	経営環境の調査や医療提供体制の検証に係る具体的な提案がなされているか	5. 0	× 1	5. 0
		あり方の提案や改善余地に係る具体的な提案がなされているか	5. 0	× 1	5. 0

		医業収益の向上に係る具体的な提案がなされているか	5. 0	× 1	5. 0
④業務受託実績	過去3 ヶ年の4 0 0床以上の病院での業務受託実績				9. 0
⑤社会的課題に対する取組	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録、または、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定				1. 0
	高齢者雇用確保措置について労使協定の締結、または、就業規則の労働基準監督署への届出				1. 0
	障害者の雇用の促進等に関する取組				1. 0
	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証、または、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定				1. 0
	「環境マネジメントシステム」の認証・登録				1. 0
⑥県内事業者	滋賀県内に本店を有する事業者 (グループ参加の場合は幹事事業者が滋賀県内に本店を有する事業者)				1. 0
⑦見積価格	予定価格に対する見積価格の比率				1 0. 0
①～⑦合計					1 0 0. 0

※作成上の留意事項

- ・業務計画や業務体制についての企画提案の内容等については、加算点評価の有無に関わらず契約条件となり、履行していただくこととなります。
- ・なお、提案内容等が履行されなかった場合は、次回実施するプロポーザルへの参加資格を制限する場合があります。

《①業務実施方針、②業務実施体制、③業務実施方法》

■評価の方法は以下のとおりです。

- ・「5・4・3・2・1」の絶対評価で点数をつけます（5：十分満たしている、4：ほぼ満たしている、3：普通である、2：やや不足している、1：不足している）。なお、各項目とも、配点数にそれぞれ係数を乗じた点数が、その項目の評価点となります。

（例：「4：ほぼ満たしている」の場合で、重みづけ係数が2の場合は、2を乗じて算出した8点が、その項目の評価点となります。）

《④業務受託実績》

■過去3年間の400床以上の病院での業務受託実績

- ・令和4年4月1日から令和7年3月31日までの過去3年間のうちに400床以上の病院における業務受託実績を、下表の区分により評価点を加算します。

区 分	評価点
受託した病院数が1箇所～12箇所	1.0
受託した病院数が13箇所～25箇所	3.0
受託した病院数が26箇所～37箇所	5.0
受託した病院数が38箇所～50箇所	7.0
受託した病院数が51箇所以上	9.0

《⑤社会的課題に対する取組》

各項目について、グループ参加の場合は幹事事業者における認定等で評価します。

■「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録、または、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定

- ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録、または、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定の有無に応じ、評価点を加算します。
- ・また、それを確認できる書類を提出してください。

区 分	評価点
「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録、および、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定 なし	0
「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録、または、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定 あり	1.0

■高年齢者就業確保措置について労使協定の締結、または就業規則の労働基準監督署への届出

- ・高年齢者就業確保措置について労使協定の締結、または就業規則の労働基準監督署へ届出の有無に応じ、評価点を加算します。
- ・また、それを確認できる書類を提出してください。

区 分	評価点
高年齢者就業確保措置について労使協定の締結、および、就業規則の労働基準監督署へ届出 なし	0
高年齢者就業確保措置について労使協定の締結、または、就業規則の労働基準監督署へ届出 あり	1.0

■障害者の雇用の促進等に関する取組

- ・障害者の雇用の促進等に関する取り組みのうち、次のいずれかに該当する場合に評価点を加点します。
 - ①障害者雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている
 - ②障害者雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している
 - ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている
 - ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている

- ・また、それを確認できる書類を提出してください。

区 分	評価点
障害者の雇用の促進等に関する取組 なし	0
障害者の雇用の促進等に関する取組 あり	1.0

■「滋賀県女性活躍推進企業」の認証、または、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定

- ・「滋賀県女性活躍推進企業認証制度」の認証を受けている、または、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合に評価点を加算します。
- ・また、それを確認できる書類を提出してください。

区 分	評価点
「女性活躍推進企業」の認証、および、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定 なし	0
「女性活躍推進企業」の認証、または、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定 あり	1.0

■「環境マネジメントシステム」の認証・登録

・「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合に評価点を加算します。

- ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001に適合している旨の認証
- ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録
- ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
- ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

・また、それを確認できる書類を提出してください。

区 分	評価点
「環境マネジメントシステム」の認証 なし	0
「環境マネジメントシステム」の認証 あり	1.0

《⑥県内事業者》

■滋賀県内に本社または事業所を置く企業・団体等（国および地方公共団体を除く。）に評価点を加算します。グループ参加の場合は幹事事業者が滋賀県内に本店を有する場合に評価点を加算します。

区 分	評価点
滋賀県内に本社または事業所なし	0
滋賀県内に本社または事業所あり	1.0

《⑦見積価格》

■見積価格の予定価格に対する比率に応じて、以下のとおり評価点を加算します。

区 分	評価点
予定価格の 95%以上	1.0
予定価格の 90%以上 95%未満	4.0
予定価格の 85%以上 90%未満	6.0
予定価格の 80%以上 85%未満	8.0
予定価格の 80%未満	10.0

3. 契約予定者の選定

委員毎に評価項目①～⑦まで点数を出して合計し、業者毎の全委員の合計点数（総合点）が最も高かった者を本業務の契約予定者とします。評価点の合計が同点の場合は、同点の者のうち最優秀提案者として相応しい者をプロポーザル委員委員長が決定し、契約予定者とします。なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも審査・評価を実施することとし、評価点が満点の5割に達しない場合は、契約予定者として選定しない場合があります。